

昭島市立拝島中学校大規模改造（外壁改修）工事の入札  
について（公告）

昭島市立拝島中学校大規模改造（外壁改修）工事について制限付一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和8年10月5日

昭島市長 臼井伸介

1 制限付一般競争入札に付する事項

- （1）業 種 一般塗装
- （2）工 事 名 昭島市立拝島中学校大規模改造（外壁改修）工事
- （3）工事場所 昭島市緑町二丁目2番12号
- （4）工事概要 別紙1のとおり
- （5）工 期 契約締結の翌日から令和10年2月2日まで

2 入札参加資格要件

東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において昭島市に登録があり、別表第1の入札参加資格要件に該当していること。ただし、共同企業体（JV）については、参加資格を有しないこととする。

3 欠格事項

以下の者は、入札に参加できない。

- （1）電子調達サービスにおいて昭島市に登録がない者
- （2）地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する者
- （3）昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準（平成30年4月1日施行）に基づき、指名停止の措置を受けている者

- (4) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表の1、2、4の措置要件に該当し指名停止の措置を受けている者
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）の者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に該当する者、昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱（平成23年4月1日実施）の措置要件に該当する者又は同要綱により参加停止の措置を受け、その措置が解除されていない者

#### 4 総合評価落札方式に関する事項

##### (1) 評価

昭島市総合評価落札方式実施要綱（平成24年8月14日実施）に基づき、価格点、施行能力評価点及びその他の評価点を合計した総合評価点により評価を行うものとする。

##### (2) 入札の方法及び落札者の決定方法

入札は電子入札で行い、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

##### (3) 評価項目等

評価項目、書類提出日等の詳細については、別紙2及び別紙3のとおりとする。

##### (4) 注意事項

ア 総合評価落札方式における提出書類に不備等があり、点数が付けられないものについては、0点とする。

イ 提出締切日までに総合評価落札方式に関する書類の提出が無い場合は、失格とする。

#### 5 申請期間

令和8年10月5日（月）から令和8年10月14日（水）正午まで

#### 6 申請方法

入札に参加を希望する者は、電子調達サービスの電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）の希望申請から「一

般競争入札参加資格確認申請書」を送信すること。その際、「制限付一般競争入札参加表明書（別紙６）」を添付すること。

7 入札参加審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、令和８年10月19日（月）に電子入札サービスにより「入札参加資格確認結果通知書」にて通知する。

8 設計図書の送付

設計図書等は、令和８年10月19日（月）に電子入札サービスにより送付する。

9 設計図書等の質疑等

（１） 質問提出期限 令和８年10月23日（金）午後４時まで

（２） 質問回答日時 令和８年10月29日（木）午後５時まで

10 入札締切日時等

（１） 期限 令和８年11月５日（木）午前９時45分まで

（２） 場所 電子入札サービス

11 入札条件

（１） 入札保証金は免除とする。

（２） 昭島市総合評価落札方式実施要綱に基づき基準価格を設定する。

12 予定価格及び基準価格の公表

予定価格及び基準価格は事後公表とする。

13 入札手続等

（１） 入札の手続については、電子入札サービスを利用して行うものとする。

（２） 入札書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税等相当額を含まない金額）を記載すること。

（３） 入札回数は、２回までとする。

14 開札日時等

（１） 日時 令和８年11月５日（木）午前10時00分

（２） 場所 電子入札サービス

15 無効となる入札

（１） 本件入札に参加する資格がない者がした入札

（２） 入札者が郵送等により行った入札

（３） 入札者が他の入札者の代理を兼ねて行った入札

## 16 契約の成立要件

- (1) 本工事の請負契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年昭島市条例第4号）第2条の規定に基づく、昭島市議会の議決を要する。
- (2) 契約の締結にあたっては、落札者と仮契約を締結する。この仮契約書は、本工事の請負契約が昭島市議会で議決されたときは、本契約書として成立するものとする。

## 17 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は昭島市契約事務規則（昭和40年昭島市規則第4号）第46条に規定する担保を必要とする。ただし、同規則第45条第2項第1号及び第2号に規定する保険契約又は保証契約を締結した場合は、免除とする。

## 18 工事代金の支払条件

- (1) 工事代金の支払は、契約の履行及び完了検査の終了後、請求のあった日から起算して40日以内に支払うものとする。
- (2) 本工事は前金払の対象案件となる。前金払については、本契約締結後、公共工事の前払金保証事業会社の保証書（謄本を含む。）を提出し、契約金額の40%を超えない範囲で3億円を限度として支払う。中間前金払については、契約金額の20%を超えない範囲で1億5,000万円を限度として中間前払金を支払うものとする。

## 19 特記事項

関係会社において2者以上申し込みがあった場合は、当該申込者は全て失格とする。

## 20 問合せ先

昭島市役所総務部総務課契約係

住 所 〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号

電 話 042-544-4329

F A X 042-546-5496

## 別表第 1

電子調達サービスにおいて昭島市に登録があり、以下の要件を満たしていること。

〔入札参加資格要件〕

|                           |                                                                                       |                 |                 |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 登録されている業種                 | 一般塗装                                                                                  |                 |                 |
| 昭島市に登録する本店又は営業所の所在地（注１）   | 本店の所在地が昭島市（市内本店業者として認定された者。）（A）                                                       |                 |                 |
|                           | 営業所の所在地が昭島市（市内営業所業者として認定された者。）（B）                                                     |                 |                 |
|                           | ・本店に登録している者は本店の所在地が都内（上記（A）に該当する者を除く。）<br>・営業所に登録している者は営業所の所在地が都内（上記（B）に該当する者を除く。）（C） |                 |                 |
| 昭島市に登録する本店又は営業所の建設業許可（注２） | 塗装工事業（一般又は特定）                                                                         |                 |                 |
| 経営事項審査（塗装）（注３）            | 所在地                                                                                   | 総合評点（P）         | 完成工事高（２年又は３年平均） |
|                           | （A）                                                                                   | 650 以上 1,100 未満 | 8,000 万円以上      |
|                           | （B）                                                                                   | 700 以上 1,100 未満 | 2 億円以上          |
|                           | （C）                                                                                   | 750 以上 1,100 未満 |                 |
| 経営状況（自己資本）（注３）            | （A）                                                                                   | 4,000 万円以上      |                 |
|                           | （B）（C）                                                                                | 5,000 万円以上      |                 |

注 1 昭島市と契約する事業所等の所在地が（A）、（B）、（C）のいずれかに該当すること。なお、所在地が「本店の所在地が昭島市」及び「営業所の所在地が昭島市」については、本件公告日において昭島市に登録後の営業年数が 1 年以上であり、昭島市市内本店業者及び市内営業所業者の認定基準に基づき、市内本店業者又は市内営業所業者として認定された者のみ該当するものとする。

注 2 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する建設業の許可（昭島市との契約に関し代理人を置く場合については、その代理人が所属する営業所等の許可）をいう。

注 3 経営事項審査（塗装）の総合評点、完成工事高（2 年又は 3 年平均）及び経営状況（自己資本）については、一般競争入札参加資格確認申請書受領日（土日祝の場合は翌開庁日）に、電子調達サービスに反映された情報にて審査を行う。